

1

2

3

4

「新松戸・幸谷地区」移動円滑化基本構想

5

6

7

8

資料



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

6.2 「新松戸・幸谷地区」移動円滑化基本構想

1

6.2.1 移動円滑化のための基本方針

新松戸駅・幸谷駅周辺地区は、大部分の面整備が完了している市街地である。一部には大規模店舗を含む商業地が形成されている。近接するJR新松戸駅（常磐線、武蔵野線）、総武流山電鉄幸谷駅の2駅3路線で一日平均利用者数は約8万人であり、松戸地区に次いで市内で2番目に駅利用者数の多い地区である。

2

このような現況等を踏まえ、4章に示した選定の考え方に基づいて、交通バリアフリー化が優先される地区として「新松戸・幸谷地区」を重点整備地区に設定した。「新松戸・幸谷地区」のバリアフリー化にあたっては、下記の目標年度、対象について、特に新松戸駅駅舎内の移動円滑化、新松戸駅から幸谷駅への乗換え経路の移動円滑化、および駅から周辺施設までの移動円滑化等を中心に整備を推進する。

3

(1) 目標年度

平成22年（2010年）を目処に、他の関連施策（都市開発方針の二号地区に位置づけられている新松戸駅東口整備の取組み状況、およびけやき通りの整備等）との整合を図りつつ事業を推進する。

4

5

(2) 対象

1) 人

全体構想の考え方を踏まえた上で、新松戸駅・幸谷駅を利用する方の特徴に配慮するものとする。新松戸駅は、周辺地区の大部分が土地区画整理事業によって計画的につくられた住宅地であることから駅周辺地区の居住者による利用が多数を占める。そのため、主に駅周辺地区の居住者を対象に、居住者が住みやすい地区としてのバリアフリー化を目指す。

6

2) 場所

重点整備地区の設定エリアは、新松戸駅・幸谷駅を中心とした1km以内の範囲より、駅との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含むエリアの中から、地域の現況や市民意向等をもとに設定した。

7

8

具体的には、西側は新松戸支所まで、東側はJR常磐線線路まで、北側は貨物線まで、南側はあめりかふう通りまで含むエリアを重点整備地区として設定した。

資料

(3) 特定事業

新松戸・幸谷地区は、鉄道ではＪＲ常磐線、ＪＲ武蔵野線、総武流山電鉄、バス交通では松戸新京成バスといった公共交通が集中している。そのため、主に新松戸駅駅舎内の改札階～常磐線ホーム～武蔵野線ホーム間の移動円滑化、新松戸駅から幸谷駅までの乗り換え経路の移動円滑化、電車・バス等の特定車両のバリアフリー化（「公共交通特定事業」、および松戸駅から主要施設までの特定経路の移動円滑化（「道路特定事業」、「交通安全特定事業」）等が望まれている。これらの課題を踏まえ、新松戸・幸谷地区においては、以下の特定事業を行うものとする。

1) 公共交通特定事業

特定旅客施設

東日本旅客鉄道は、松戸市等と協議を図りつつ、新松戸駅のラチ内・ラチ外における通路の段差解消、わかりやすい案内板・誘導サインの設置、改札階とホームを結ぶエレベーターの設置等により、新松戸駅駅舎内のバリアフリー化を推進する。

総武流山電鉄は、松戸市等と協議を図りつつ、幸谷駅のラチ内・ラチ外における通路の段差解消、わかりやすい案内板・誘導サインの設置等により、幸谷駅駅舎内のバリアフリー化を推進する。

特定車両

鉄道事業者は、列車の車両について、車いすスペースの設置等によりバリアフリー化を推進する。バス事業者は、バス車両について、低床バス等の導入によりバリアフリー化を推進する。また、タクシー事業者についても、福祉対応車両等の導入によりバリアフリー化を推進する。

2) 道路特定事業

道路管理者である松戸市は、新松戸駅・幸谷駅と主要施設を結ぶ特定経路等について、松戸市等と協議を図りつつ、経路の段差解消、幅員の確保、障害物の除去、誘導用ブロックの設置等によりバリアフリー化を推進する。

3) 交通安全特定事業

千葉県公安委員会は、新松戸駅・幸谷駅と主要施設を結ぶ特定経路および駅前広場等について、松戸市等と協議を図りつつ、みやすい標識や信号の設置、違法駐車・放置自転車の取締り強化等により、バリアフリー化を推進する。

4) その他の事業

松戸市は、駅前広場について関連事業者等と協議を図りつつ、通路の段差解消等により、バリアフリー化を推進する。また、交差点等にみやすい案内板や誘導サイン等を設置することにより、特定経路等のバリアフリー化を推進する。



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

(4) 目標の設定

新松戸駅・幸谷駅周辺地区の実状に応じ、移動円滑化のための目標を以下のように設定する。

目標：東日本旅客鉄道常磐線・武蔵野線間および総武流山線幸谷駅とのバリアフリー乗換え動線の確保と、駅・主要施設間を結ぶ安全で安心なバリアフリー歩行空間の創出

2駅3路線からなる交通結節点としての利便性を高めるために、改札階～常磐線ホーム～武蔵野線ホームを結ぶエレベーターの設置、改札口から常磐線ホームへの階段に至る通路の段差解消、およびJR線から幸谷駅への乗換え通路の移動円滑化等により、円滑なバリアフリー乗換え動線を確保する。新松戸駅・幸谷駅から主要施設までを結ぶ経路の十分な幅員の確保、段差解消、路上障害物・放置自転車・違法駐車除去、案内板の整備等により、安全・安心なバリアフリー歩行空間を創出する。

(5) 基本的な方針

1) 心のバリアフリーと施設整備等の連携

交通バリアフリー基本構想で目指す心のバリアフリーの取り組みにより、使い勝手や利用のしやすさの向上を図るとともに、市民のバリアフリーに関する展開を促す。これにより、高齢者・身体障害者をはじめとした移動制約者に対する日常の気づかい、道路不法占拠の防止、違法駐車・放置自転車の防止、民間店舗入口のバリアフリー化等につながることを目的とする。

また、これら心のバリアフリーと駅舎や特定経路等の施設整備等との連携により、地域のバリアフリー化を効果的に推進する。

2) 「松戸市総合計画」・「松戸市都市計画マスタープラン」との整合

交通結節点としての利便性を活かしながら、商業機能を中心とする「交流拠点」に位置付けている。

具体的には、主に下記の事業等を位置付けている。これらの計画と整合を図りつつ、地区の移動円滑化を推進する。

- ・ 歩道の段差解消や視覚障害者のための誘導用ブロックの設置、駅前広場の改造、駅舎の改善等による新松戸駅周辺の「生活拠点・交流拠点」としての整備
- ・ けやき通りの歩きやすい歩道の整備等による「生活軸」としての整備

1

2

3

4

5

6

7

8

資料

3) 関係機関との積極的な連携による効果的な整備

各特定事業者が特定事業計画を作成する際には、市が窓口となって連絡調整を図り、引続き協議・意見聴取等を行いながら、基本構想の主旨を反映した計画の策定、および一体的な整備を効率的かつ円滑に進める。

4) 各種助成等の導入検討

特定事業者による駅内のエレベーター等の設置や、低床バスの導入等の交通バリアフリー化を促進するために、各種助成制度等の導入について検討する。

5) 関連計画等との整合

新松戸駅周辺地区 15.0ha は、都市再開発方針の二号地区に位置付けられており、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区とされている。本地区および周辺地区の、長期的な視点での移動円滑化にあたっては、これら関連計画等との整合を図りつつ、事業を推進していく。



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

6.2.2 新松戸駅周辺地区の現況

(1) 地区の現況

1) 新松戸地域の特性

交 通

駅周辺へのアクセスについてはバス交通が充実している。

J R 新松戸駅は、J R 武蔵野線と常磐線、また、総武流山電鉄幸谷駅との乗換えが可能なターミナル駅である。

市街地等

商業地は、新松戸駅周辺に形成されている。

新松戸駅周辺地区 15.0ha が都市再開発方針の二号地区に位置づけられている。

1

2

3

4

5

6

7

8

資
料

(2) バリアフリー化の現況

1) 特定旅客施設の現状（ラチ内 改札前）

J R 新松戸駅は、上り下りの2本ある武蔵野線ホームそれぞれと常磐線ホームとの間にエスカレーターが設置されているが、それぞれのホームと改札までの間は階段等による段差がある。

幸谷駅は、改札から直接ホームへ接続するため、改札内には段差がないが、ホームの高さ分だけ駅の出入口に階段がある。

J R 新松戸駅、幸谷駅ともに、点字表示券売機が設置されている。

表 6.15 旅客施設のバリアフリーの状況

	J R 新松戸駅	総武流山電鉄 幸谷駅
ホーム数	3（武蔵野線2，常磐線1）	1
昇降設備	エスカレーター4基	
	障害者対応エスカレーターのない場所は階段昇降機で対応している。	改札からホームまで段差がなく必要ない（改札前に階段がある）
階段手すり	2段	あり
トイレ	あり	あり
誘導警告ブロック	あり	誘導用ブロックなし ホームの黄色線部分のみ
点字表示券売機	5台	2台



地下通路内の段差の状況（J R）



新松戸駅トイレ（J R）



幸谷駅出入口の階段（総武流山線）



幸谷駅ホーム（総武流山線）



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

2) 駅前広場等について（ラチ外）

平成 14 年度に新松戸駅 駅前快適化事業により、駅前広場が改良されバリアフリー化が図られており、障害者対応の公衆トイレも設置されている。

駅周辺は、「放置自転車禁止区域」及び「安心して快適なまちづくり重点推進地区」に指定されており、放置自転車の禁止、迷惑行為（喫煙、ポイ捨て、落書き、犬・猫の糞の放置、看板等の道路・歩道上への設置、つきまとい勧誘等）の禁止地区となっている。



障害者対応トイレ



駅前広場



新松戸駅改札に向う経路から幸谷駅方面

1

2

3

4

5

6

7

8

資料

6.2.3 市民からの意見・要望

(1) まち歩き点検、ワークショップにおける市民からの意見・要望

1) まち歩き点検、ワークショップの目的

本構想では、市民（日常、駅周辺をご利用の方）の視点でまち中のバリアを点検することを重要視し、策定に反映させた。

「まち歩き点検・ワークショップ」は、障害をお持ちの方も持っていない方も、多くの方が一緒に歩き、議論することで、自らの問題だけでなく、自分の立場では気づかなかったバリアを共有する機会として実施し、これを踏まえて重点整備地区のバリアフリー化を目指すこととした。

2) 実施概要

日 時：平成 16 年 11 月 29 日（月）午後 13：00～17：00

参加者：高齢者、障害者、公募市民、ボランティア等 総数 31 名で実施

平成 16 年 11 月 29 日（月）点検実施ルート

点検分担	参加人数	備 考
(C)新松戸駅構内	10 名 +スタッフ4 名	券売機～各線の乗車までの流れを確認
(D)幸谷駅～駅前広場～特定経路 （病院方面）	12 名 +スタッフ4 名	改札からバスやタクシー等への乗り継ぎ、経路（駅間）の段差等を確認
(E)特定経路（ダイエー方面）	9 名 +スタッフ4 名	経路上の段差等を確認

6.2.4 新松戸駅周辺地区の課題

“施設整備の現況調査”や“まち歩きワークショップ”から以下に示す課題が挙げられる。

(1) 公共交通に関する課題

(新松戸駅及び駅周辺の課題)

- ・ 現在、昇降設備は武蔵野線と常磐線の乗換え間にあるエスカレーターのみである。改札から各ホームまで段差解消が図れていない。
- ・ 案内標示(券売機、トイレ、エスカレーター、呼び出しボタン、音声案内、階段手すりの点字、ホームの隙間等の注意喚起、時刻表等)が少ない、分かりづらい。
- ・ 車いす使用者、視覚障害者が利用しづらい券売機(高さ、表示、蹴込み)。
- ・ 切符を購入する際の情報を理解しづらい(点字が薄い、文字の大きさ、情報の内容)。
- ・ ホーム、通路の床が滑りやすい。
- ・ 車いすで利用できるトイレがない(改札外の公衆トイレは多目的トイレ)。
- ・ 手すり、誘導用ブロックが統一されていない。
- ・ スロープ等による通路の段差解消が必要、階段段差が違う箇所が危険。

(幸谷駅及び駅周辺の課題)

- ・ ホームの高さに改札があわせてあるため、駅の出入口に階段がある。
- ・ 階段手すりが使用しづらい。
- ・ 時刻表が見つからない。
- ・ 階段下に呼び出しボタンが必要では。
- ・ 踏切手前に誘導用ブロックがない。

(バス・タクシーの課題)

- ・ 乗り場の改善は図られているが、車いすで乗車できない車両がある。

(2) 駅前広場に関する課題

- ・ 放置自転車が多数。
- ・ 新松戸駅と幸谷駅の駅間を誘導する案内サインがわかりづらい。
- ・ バス、タクシー乗り場案内(音声案内や車いす視線のもの)が必要。
- ・ 柱や自転車等と距離に配慮し、誘導用ブロックを敷設する必要がある。

(3) 歩道、駅前広場等に関する課題

- ・ 歩道の幅が狭い、ない箇所がある。また、放置自転車が歩道幅を狭めている場所がある。
- ・ 街路樹の成長により、根幹部の歩道のインターロッキングが凸凹を生じている。歩道の舗装が痛んでいる箇所がある。
- ・ 細街路との交差部の歩道切り下げによって、歩道横断勾配がきつい箇所がある。交差点隅切り部においても段差が大きい箇所がある。
- ・ 歩道の側溝が老朽化し段差を生じている。また、側溝の穴が大きい。
- ・ 駅周辺施設への案内サインが必要な箇所がない場合がある。
- ・ 誘導用ブロックがない箇所がある。

(4) 心のバリアフリーに関する課題

- ・ 店舗等の入口付近や駅前に放置自転車が多数。
- ・ 歩道上の占用物(商品、商店の看板)が危険である。



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

6.2.5 重点整備地区の区域

新松戸・幸谷地区における重点整備地区の区域は、前項までに整理したまち歩き点検調査の結果やパブリックコメントの結果等をもとに、新松戸駅を中心とした概ね 1km の範囲から設定した。

具体的には、北側は JR 常磐線、横須賀紙敷線、総武流山電鉄線（幸谷駅以南については新坂川）等を境としている。

南側は、ダイエー新松戸店や流通経済大学を含み、あめりかふう通り等を境としている。

また、特定経路等の設定の際、交通バリアフリー法に基づく「特定経路」とあわせて、これに準じて重点整備地区内のバリアフリー化を推進するための経路として「準特定経路」を設定した。以下に、それぞれの経路の概要について示す。

1

2

3

4

5

6

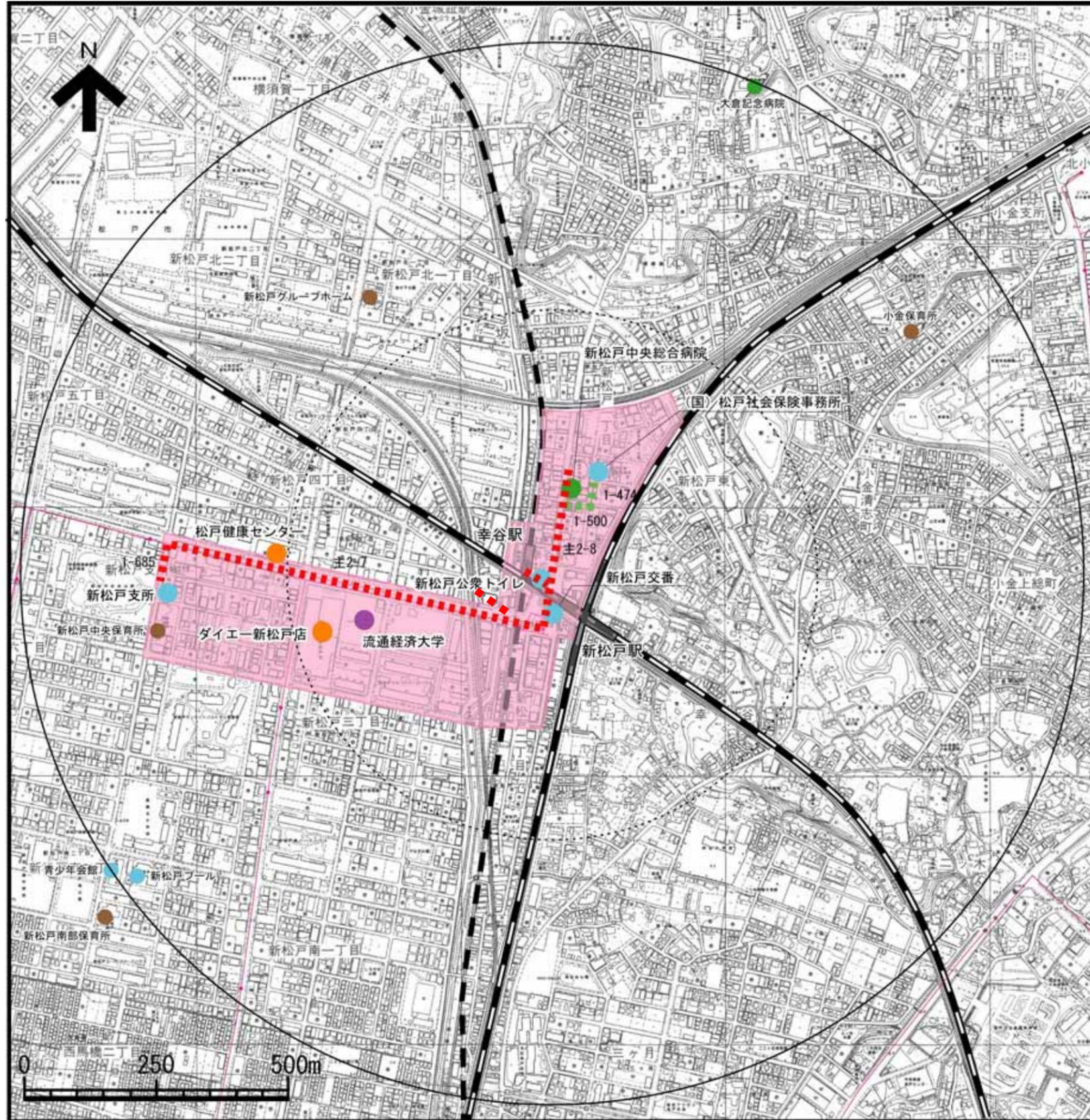
7

8

資料



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想



新松戸・幸谷地区施設立地状況

- 公共施設
新松戸支所、(国)松戸社会保険事務所、新松戸交番、
新松戸公衆トイレ
- 医療施設
新松戸中央総合病院
大倉記念病院
- 福祉施設
小金保育所、新松戸中央保育所、新松戸南部保育所、新
松戸グループホーム
- 教育施設
流通経済大学
- 大規模商業施設
ダイエー新松戸店、松戸健康センター

凡 例	
	重点整備地区
	特定経路
	準特定経路
	特定旅客施設
●	公共施設
●	福祉施設
●	医療施設
●	教育施設
●	大規模商業施設
●	その他
	特定旅客施設より1km圏内
	特定旅客施設より500m圏内
	バスルート

図 6.7 重点整備地区（新松戸・幸谷地区）の区域と特定経路等



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

6.2.6 移動円滑化のために実施すべき特定事業及びその他の事業

新松戸・幸谷地区において実施する特定事業及びその他の事業は、前項までに整理したまち歩き点検調査の結果やパブリックコメントの結果等をもとに、関係事業者間で協議し、事業内容の調整を行った。

その際、特定旅客施設・特定経路の現状や特定事業者間の整備方針等考慮し、事業等を以下の3つの段階に分けて整理区分を行った。

- 「特定事業」……………目標年度(2010年)までの完了を目指す事業等。
- 「継続事業」……………目標年度(2010年)以降も継続的に実施する事業等。
- 「事業化検討項目」……………技術的な問題や関連計画との調整、関係者間の合意形成のため、目標年度(2010年)までの事業完了は困難であるが、早期実現を目指して事業化の検討を進める事業等。実施が可能になった時点で、随時事業にとりかかる。

2005年
(平成17年)

2010年
(平成22年)

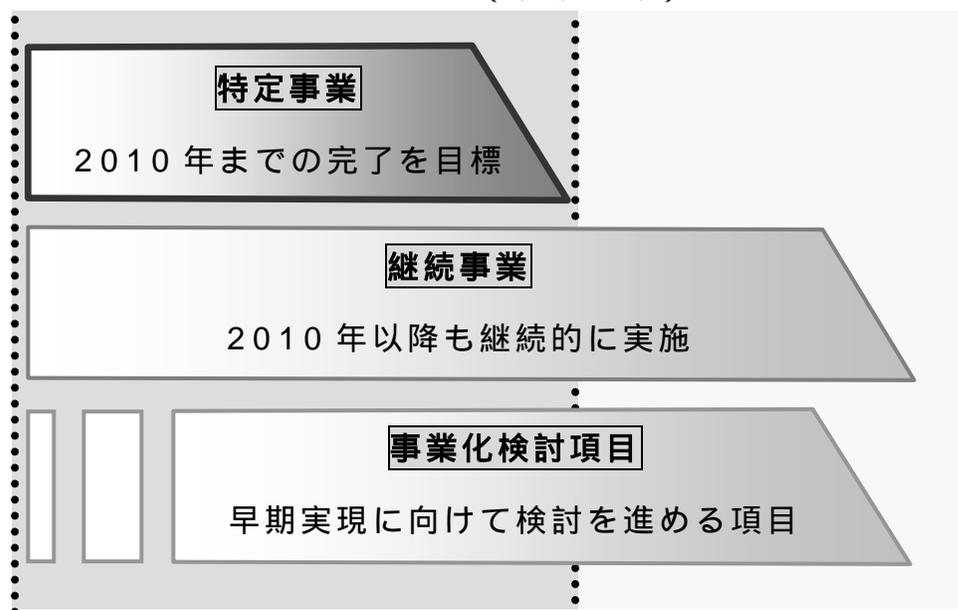


図 6.8 バリアフリー事業の展開イメージ

以下に、新松戸・幸谷地区において実施する公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業等を、担当する各特定事業者別および経路別に示す。

今後はこの結果をもとに、各特定事業者が事業計画を作成し、事業実施へと展開していく。

1

2

3

4

5

6

7

8

資料

(1) 公共交通特定事業

新松戸駅・幸谷駅等の公共交通施設に関して実施する特定事業等は、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、松戸市等の各特定事業者との協議・調整の上取りまとめた。各事業者の移動円滑化基準による事業実施内容は以下の通りである。

なお、交通バリアフリー法の中で、車両等のバリアフリー化、案内情報の適切な提供、職員に対する教育訓練は、交通事業者等が講ずべき措置として義務付けられている。

1) 鉄道事業者

交通結節点における円滑な移動の実現には、特に鉄道事業者、市等の関係者による協力が不可欠である。そのため、この構想では、各々が管理する管理区分の繋ぎ目の部分においてそれぞれ関係者同士が調整を図ることとした。

今後、事業計画を作成し事業実施へと展開していく際には、東日本旅客鉄道および総武流山電鉄が市と協議・調整の上、事業を実施する。

また、協議・調整の際、特にラチ外の「床面の改良」、「案内サインの設置」等への事業費の公的補助、設置後の管理運営方法等の協議も併せて行うものとする。



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

東日本旅客鉄道（JR）

現状の主な問題点としては、改札階、常磐線ホーム、および武蔵野線ホームを結ぶ昇降設備が不備な点、障害者対応のトイレが不備な点等が挙げられる。そのため、各階を結ぶエレベーターの設置、多目的トイレの設置等により、駅構内のバリアフリー化を実現する。

以下に、JRが松戸市等と協議の上実施する特定事業等について示す。

表 6.16 公共交通事業者（東日本旅客鉄道）が実施するバリアフリー特定整備の内容

事業者		東日本旅客鉄道株式会社	取組み方針
場所・項目			
駅舎（全体）	情報設備	歩行者動線に配慮するとともに、バリアフリーに関連した昇降設備等の設置位置に合わせた、わかりやすい案内サインを設置する。	特定事業
	誘導用ブロック	誘導用ブロックの不備な箇所については、連続的な配置となるように誘導用ブロックを設置する。また、破損等の連絡があった場合、早急に対応する。	継続事業
	床面	雨天時に床面が濡れて転倒・転落しやすい状態になった場合は、床面清掃を行い安全性を確保する。	継続事業
駅舎（ラチ内）	ホーム	衝突によるけがを防ぐため、通行の多い箇所については、柱の角の保護や柱の付帯施設等の設置位置を検討する。	継続事業
	昇降設備	改札階と各ホームとを結ぶエレベーターを設置する。	特定事業
		エスカレーター横のインターホンについては、位置がわかりやすいように、案内表示等を改良する。	継続事業
		エスカレーターを移動制約者が使用する場合は、補助に当たった社員が一般利用者に対し、一時的にエスカレーターの使用に不便が生じることについて理解して頂けるように声掛けを行う。	継続事業
		階段手すりは、子どもや高齢者が握りやすく、使いやすい高さを選択できるものへ改良する。	特定事業
		手すりの点字については、破損等の連絡があった場合、早急に対応する。	継続事業
		階段の踏み面端部を容易に認識できるように改良する。	特定事業
	通路（改札～常磐線）	改札口から常磐線ホームに至る通路の階段部には、スロープを設置し、段差解消を図る。	特定事業
トイレ	旅客用トイレとして誰でも使用できる「多目的トイレ」を設置する。	特定事業	
車両	交通バリアフリー法に基づき新造車両については、車いす等の乗車位置を確保したバリアフリー対応車両を導入する。	継続事業	

1

2

3

4

5

6

7

8

資料

事業者 場所・項目	東日本旅客鉄道株式会社	取組み方針
教育	新任研修や定期研修等において、高齢者や障害者のニーズへの理解を深め、接し方や介助において適切な対応を図るためのプログラムを導入する。 また、松戸市が実施する駅舎内のまち歩き点検の際には、社員も協力する。	継続事業
情報	JRのホームページや広報誌、市の広報誌等を活用し、利用者へ向けて施設のバリアフリー化の状況を定期的に発信するとともに、社員による介添えサービス等のソフト施策についてもサービスが受けやすいように内容・方法を広くPRする。 また、ご意見箱等の設置により、利用者の声を取り入れるように努める。	継続事業

通路（駅舎・ラチ内）



昇降施設・エスカレーターのインターホン（駅舎・ラチ内）





6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

総武流山電鉄 株式会社

現状の主な問題点としては、新松戸駅から幸谷駅に至る経路上の踏み切り、および駅舎の階段等が挙げられる。

以下に、総武流山電鉄が松戸市やJR等と協議の上、実施する特定事業等について示す。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 資料

表 6.17 公共交通事業者(総武流山電鉄)が実施するバリアフリー特定整備の内容

事業者		総武流山電鉄 株式会社	取組み方針
場所・項目			
駅舎(全体)	情報設備	券売機や、改札周辺の音声案内、点字表示等の情報提供施設を設置する。	特定事業
	誘導用ブロック	移動誘導用の誘導用ブロックの設置については、連続性が確保されていない箇所がある。したがって、早急に現地点検を実施し、出札窓口～改札～ホーム、ならびにトイレ等の施設までの動線の連続化に配慮した敷設を行う。	特定事業
	床面	雨天時に床面が濡れて転倒・転落しやすい状態になった場合は、直ちに床面清掃を行い安全性を確保する。	継続事業
駅舎(ラチ外)	改札付近階段	スロープの設置について東日本旅客鉄道や松戸市と協議を行い、早期事業実施に向けて検討を進める。	事業化検討項目
		改札付近の常駐している社員等関係者に声がけがしやすいように呼び鈴を設置する。さらに、移動円滑化への手助けサービスが気軽に受けられることを宣伝し、介助を積極的に行うよう社員教育を徹底する。	継続事業
		階段手すりは、子どもや高齢者が握りやすく、使いやすい高さを選択できるものへ改良する。	特定事業
	踏み切り	幸谷駅に至る経路上の踏み切りの段差解消について、東日本旅客鉄道や松戸市と協議を行い、早期事業実施に向けて検討を進める。	事業化検討項目
車両	交通バリアフリー法に基づき、既存車両についても車いす等の乗車位置を確保する等のバリアフリー対応を検討する。	事業化検討項目	
	移動制約を受けている利用者を優先的にサポートする等の心配りを実施し、設備の改善だけでは補えない心のバリアフリーによる対応について充実を図る。	継続事業	
教育	すでに、新任研修や定期研修等で高齢者や障害者のニーズへの理解を深め、接し方や介助において適切な対応を図るためのプログラムを実施している。	継続事業	
情報	市の広報誌等を活用し、利用者へ向けて施設のバリアフリー化の状況を定期的に発信するとともに、社員による介添えサービス等のソフト施策についてもサービスが受けやすいように内容・方法を広くPRする。	継続事業	

改札付近階段（駅舎・ラチ外）

呼び鈴の設置により、駅員による対応を図る。さらに、手助けサービスが気軽に受けられることを宣伝し、介助を積極的に行うよう社員教育を徹底する。



駅舎入口の階段により、車いすでの入場が難しい。

踏み切り（駅舎・ラチ外）

JRや松戸市と協議を行い、早期事業実施に向けて検討を進める。



踏み切り部の段差により、車いすの通行等の際に危険性がある。



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

2) バス事業者（松戸新京成バス）

現状の問題点としては、低床バス等の導入が進められているが、バス停の構造が対処しきれていない。また、バス停に上屋の無い箇所があること等が主な問題点として挙げられる。

関係者間

での協議・調整の際に事業費への公的補助、設置後の管理運営方法等の協議も併せて行うものとする。

以下に、松戸新京成バスが、松戸市等と協議の上、実施する特定事業等について示す。

表 6.18 公共交通事業者（松戸新京成バス）が実施するバリアフリー特定整備の内容

事業者 場所・項目	松戸新京成バス株式会社	取組み方針
停留所	停留所の案内板・時刻表等は、遠くから視認性が良くみやすいものへの改良を検討する。	継続
案内サイン	松戸市等と協議し、バス乗り場の位置がわかりやすいように、案内サインの改良を検討する。	特定事業
車両	交通バリアフリー法に基づき、新造車両については、低床バスを導入する。（低床バスは目標値を導入済み。）	継続事業
教育	新任研修や定期研修において、高齢者や障害者に対する接遇及び様々な状況の対応について教育する。	継続事業
情報	新京成のホームページや市の広報誌等を活用し、利用者へ向けて低床バスの運用状況等を定期的に発信するとともに、運転手による介添えサービス等のソフト施策についてもサービスが受けやすいように内容・方法を広くPRする。	継続事業

案内板・時刻表（停留所）



車両（低床バスの例）



1

2

3

4

5

6

7

8

資料

3) タクシー事業者

現状の問題点としては、タクシー乗り場に上屋がないこと、福祉車両の利用の仕方が分かりにくいこと等が挙げられる。

したがって、関係者間での協議・調整の際に事業費への公的補助、設置後の管理運営方法等の協議も併せて行うものとする。

以下に、タクシー事業者が、松戸市等と協議の上、実施する特定事業等について示す。

表 6.19 公共交通事業者(タクシー事業者)が実施するバリアフリー特定整備の内容

事業者 場所・項目	タクシー事業者	取組み方針
タクシー 乗り場	市及び道路管理者と協議し、新松戸駅駅前広場のタクシー乗り場の音声案内装置について設置、管理を検討する。	事業化検討 項目
	駅から福祉車両を利用しやすいような配車システムを市と協議を図り、構築する。	継続事業
車両	市の福祉施策と協力体制を図り福祉車両を増やす。	継続事業
教育	新任研修や定期研修等へ高齢者や障害者のニーズへの理解を深め、接し方や介助において適切な対応を図るためのプログラムを導入する。	継続事業
情報	利用者の利便性の向上に向けて、市の広報誌等を活用し、サービスが受けやすいように内容・方法を広くPRする。	継続事業

タクシー乗り場



車両・タクシー乗り場





6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

(2) 道路特定事業・交通安全特定事業・その他の事業

特定経路において実施する特定事業等は、道路管理者、千葉県公安委員会、松戸市等の各特定事業者との協議・調整の上、取りまとめた。特定経路の移動円滑化基準による事業実施内容は以下の通りである。

なお、「道路特定事業」については、道路管理者である松戸市が、公安委員会等と協議の上、事業を実施する。

「交通安全特定事業」については、公安委員会等（千葉県公安委員会、千葉県警察、松戸警察署）が、松戸市および市民団体等と協議の上、事業を実施する。

また、「その他の事業」については、松戸市が、道路管理者および公安委員会等と協議の上、事業を実施する。

1) 全体

表 6.20 特定経路の特定事業等(共通)

特定事業	実施すべき事業	取組み方針
道路特定事業	細街路との交差点部・車乗り入れ部における車道との段差の解消、巻込部の切下げ改修、歩道凸凹部の舗装修繕、勾配の改善等により、歩道の平坦性を確保する。	特定事業
	特定経路のうち、特に交差点部、施設入口、バス停留所、危険物周辺等においては、視覚障害者等の円滑で安全な移動を支援するために、誘導用ブロックを設置する。	特定事業
	歩道内の排水溝の溝蓋を改修する場合、および新たに設ける場合は、杖、車いすのキャスター等が落ちない溝蓋（目の細かいグレーチング等）とする。	特定事業
	歩道の舗装面は、原則として排水性舗装等の滑りにくく水はけの良い舗装・舗装材とする。	継続事業
交通安全特定事業	違法駐車を取り締まりを強化する。	特定事業
	歩道の不法占拠（露店等）を取り締まりを強化する。	特定事業
	「大型標識」等の導入を推進し、標識の視認性の向上を図る。	継続事業
その他の事業	歩行者動線の要所となる交差点等には、必要に応じて公共・公益施設、病院等の案内標識を整備する。	特定事業
	放置自転車の取締りを強化（街頭指導・撤去等）する。	特定事業
	歩道の不法占拠（路上看板・商品等）への取締りを強化（街頭指導・撤去等）する。	特定事業
	誘導サインの連続性を確保すると共に、デザインの統一化を推進する。	継続事業
	NPO、市民団体、公共交通事業者等と協調して、一般市民参加による市街地まち歩き点検を定期的に行う。	継続事業

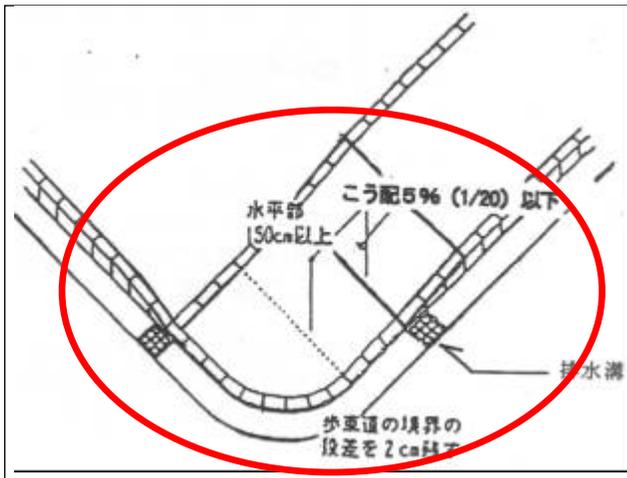
歩道凸凹部（道路特定事業）



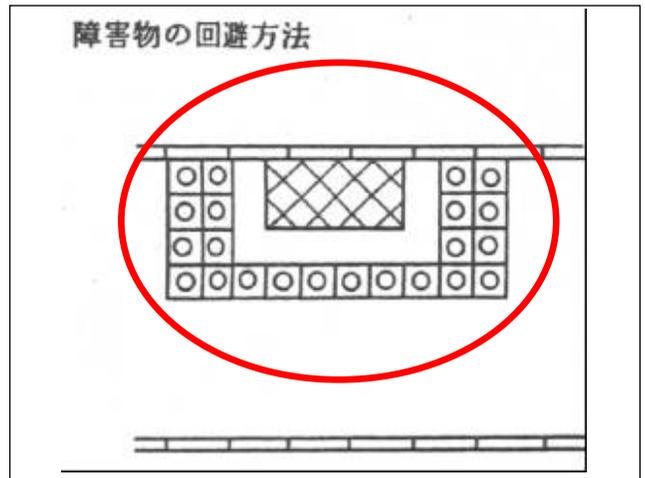
歩道の横勾配部（道路特定事業）



巻き込み部（道路特定事業）



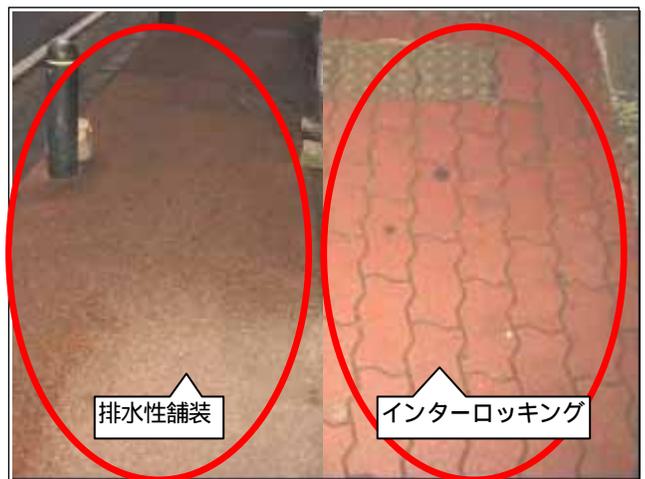
誘導用ブロック（道路特定事業）



グレーチング（道路特定事業）



水はけの良い舗装・舗装材（道路特定事業）





2) 路線別

J R 新松戸駅 ~ 流山電鉄幸谷駅の経路

新松戸駅から幸谷駅に乗り換える際の、歩行者の主要な経路となっている。

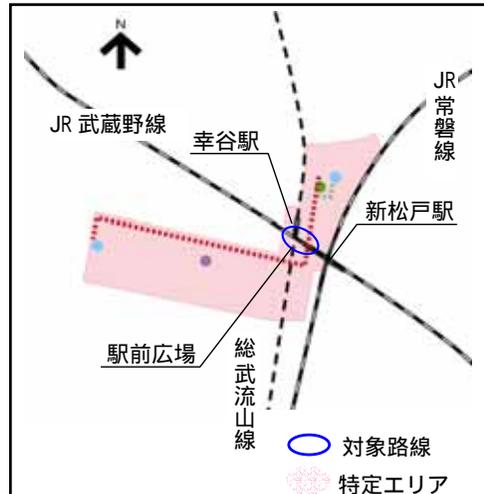


表 6.21 特定事業等 (路線別)

特定事業	路線名	区間	実施すべき事業	取組み方針
道路特定事業	J R 新松戸駅 ~ 幸谷駅	J R 新松戸駅 ~ 幸谷駅	誘導用ブロックの配置が不適切な箇所のため、誘導用ブロックを辿ると柵に突き当たる箇所がある。そのため、誘導用ブロックの連続性を考慮した配置となるように改善する。	特定事業
その他の事業	J R 新松戸駅 ~ 幸谷駅	J R 新松戸駅 ~ 幸谷駅	周辺施設案内板を設置する。(幸谷駅への通路入口付近)	特定事業
			J R、総武流山電鉄等と協議の上、新松戸駅から幸谷駅へのわかりやすい誘導サインを設置する。	特定事業

新松戸駅 ~ 幸谷駅 (道路特定事業)



新松戸駅 ~ 幸谷駅 (その他の事業)



1

2

3

4

5

6

7

8

資料

J R 新松戸駅～中央総合病院・社会保険事務所の経路

新松戸駅・幸谷駅から新松戸中央総合病院、松戸社会保険事務所に行く際の、歩行者や自転車の主要な経路となっている。

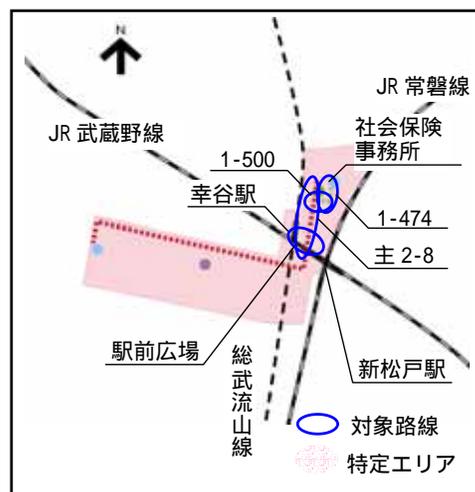
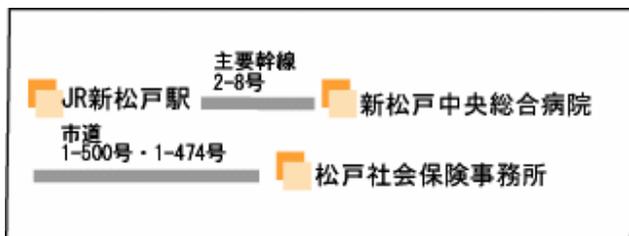


表 6.22 特定事業等(路線別)

特定事業	路線名	区間	実施すべき事業	取組み方針
道路特定事業	主要幹線 2-8号	J R 新松戸駅～中央総合病院	駅前広場(北側)入口付近について、側溝の改良や、公安委員会等と協議により集約化を図れる電柱、標識等については集約化を図ることで、現歩道の歩行空間を有効に使用する。	継続事業
			側溝の改良や、公安委員会等と協議により集約化を図れる電柱、標識等については集約化を図ることで、現歩道の歩行空間を有効に使用する	特定事業
	市道 1-500号	中央総合病院～市道 1-474号交差点	側溝の改良や、公安委員会等と協議により集約化を図れる電柱、標識等については集約化を図ることで、現歩道の歩行空間を有効に使用する	継続事業
			夜間の安全な通行のために照明を設置する。	特定事業
	市道 1-474号	市道 1-500号交差点～社会保険事務所	側溝の改良や、公安委員会等と協議により集約化を図れる電柱、標識等については集約化を図ることで、現歩道の歩行空間を有効に使用する	継続事業
			夜間の安全な通行のために照明を設置する。	特定事業
その他の事業	主要幹線 2-8号	駅前広場	新松戸駅改札口付近に、タクシー乗り場へのわかりやすい案内表示を設置する。	特定事業
			周辺施設案内板を設置する。(中央総合病院前交差点付近、駅前広場入口付近)	特定事業



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

駅前広場（交通安全事業・その他の事業）

主要幹線 2-8 号（道路特定事業）

駅前広場（北側）入口付近



市道 1-500 号（道路特定事）

市道 1-474 号（道路特定事）



1

2

3

4

5

6

7

8

資料

ＪＲ新松戸駅～松戸市役所新松戸支所の経路

流山電鉄の線路を横断し、武蔵野貨物線の高架下通路を含む、新松戸駅・幸谷駅から流通大学、ダイエー、新松戸支所等に行く際の、歩行者や自転車の主要な経路となっている。

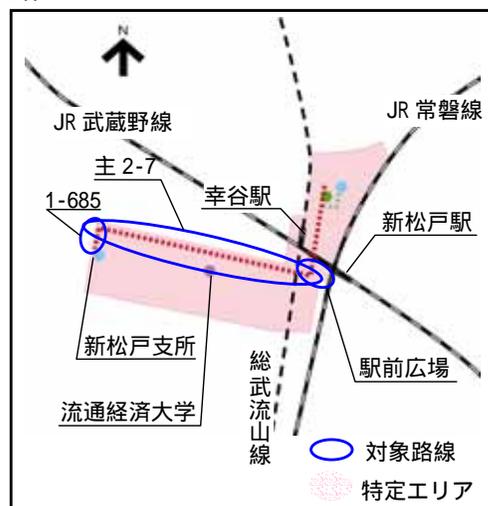
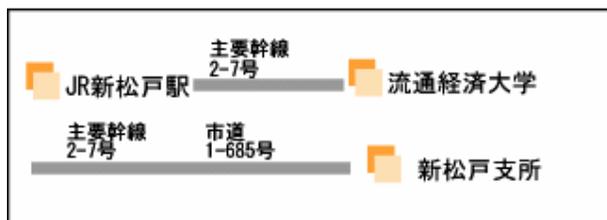


表 6.23 特定事業等（路線別）

特定事業	路線名	区間	実施すべき事業	取組み方針
道路特定事業	主要幹線 2-7号	J R 新松戸駅 ~ 市道 1-685号交差点	民地境界の段差解消や、公安委員会等と協議により集約化を図れる電柱、標識等については集約化を図ることで、現歩道の歩行空間を有効に使用する。(新松戸支所進入路交差点付近)	継続事業
	市道 1-685号	主要幹線 2-7号交差点 ~ 新松戸支所	夜間の安全な通行のために照明を設置する。	特定事業
その他の事業	主要幹線 2-7号	J R 新松戸駅 ~ 市道 1-685号交差点	周辺施設案内板を設置する。(新松戸支所進入路交差点付近)	特定事業
			歩道と施設入口境界のバリアフリー化に向けて、沿道商店等に入口の設置や店員等による介添えサービスの充実等を勧める。	継続事業



6. 重点整備地区の移動円滑化基本構想

主要幹線 2-7 号 (市道 1-685 号との交差点部) (道路特定事業)



1

2

3

主要幹線 2-7 号 (店舗等の入口) (その他の事業)



4

5

6

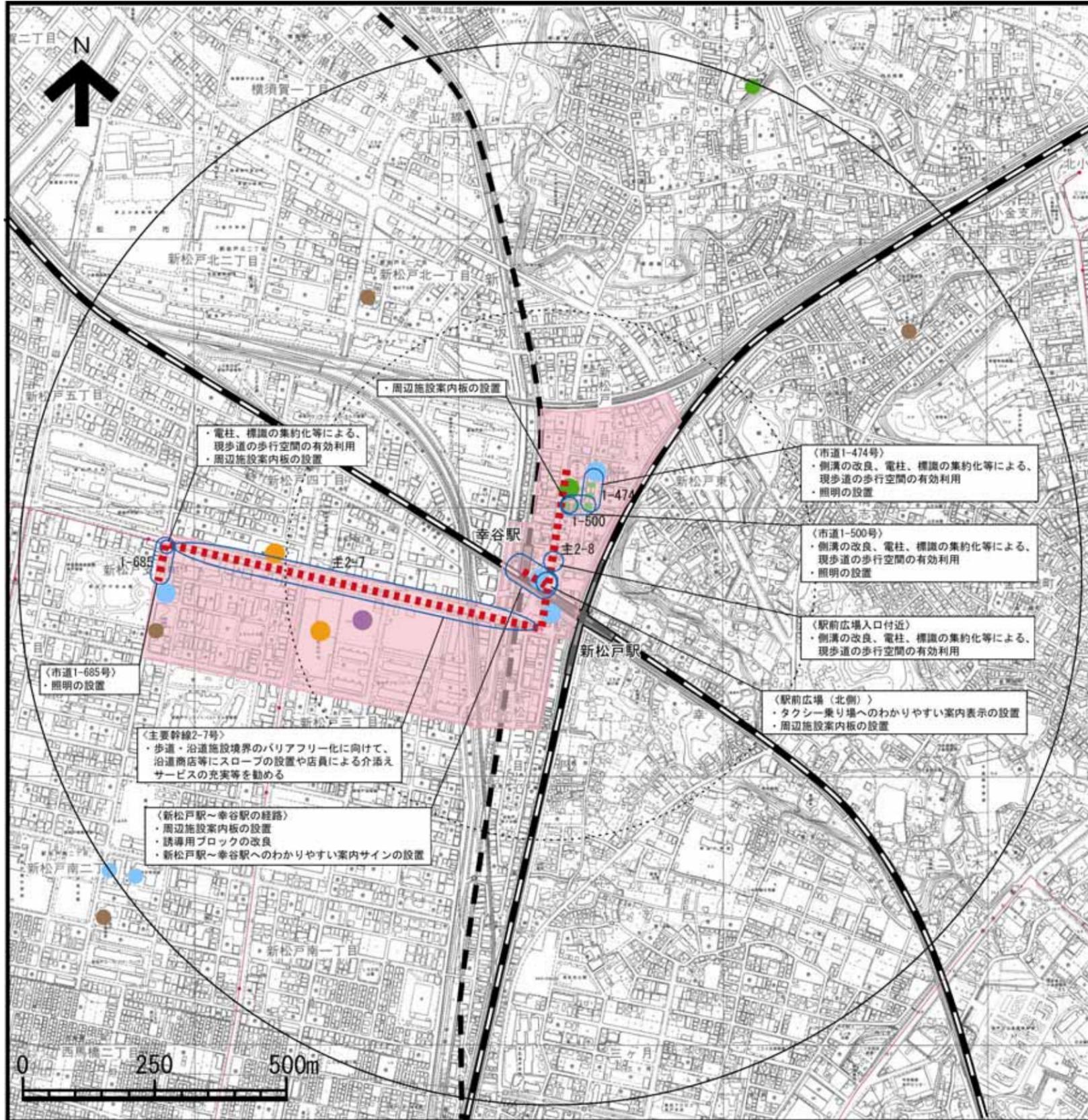
駅前広場とその周辺 (交通安全特定事業)



7

8

資料



特定経路等において実施する主な特定事業等

道路特定事業

- ・細街路との交差点・車乗り入れ部における車道との段差の解消、巻込部の切下げ改修、歩道凸凹部の舗装修繕、勾配の改善等により、歩道の平坦性を確保する。
- ・特定経路のうち、特に交差点部、施設入口、バス停留所、危険物周辺等においては、視覚障害者等の円滑で安全な移動を支援するために、誘導用ブロックを設置する。
- ・歩道内の側溝の溝蓋を改修する場合、および新たに設ける場合は、杖、車いすのキャスター等が落ちない溝蓋（目の細かいグレーチング等）とする。
- ・歩道の舗装面は、原則として排水性舗装等の滑りにくく水はけの良い舗装・舗装材とする。

交通安全特定事業

- ・違法駐車を取り締まりを強化する。
- ・歩道の不法占拠（露店等）を取り締まりを強化する。
- ・「大型標識」等の導入を推進し、標識の視認性の向上を図る。

その他の事業

- ・歩行者動線の要所となる交差点等には、必要に応じて公共・公益施設、病院等の案内標識を整備する。
- ・放置自転車の取締りを強化（街頭指導・撤去等）する。
- ・歩道の不法占拠（路上看板・商品等）への取締りを強化（街頭指導・撤去等）する。
- ・誘導サインの連続性を確保すると共に、デザインの統一化を推進する。
- ・NPO、市民団体、公共交通事業者等と協調して、一般市民参加による市街地まち歩き点検を定期的に行う。

凡 例	
	重点整備地区
	特定経路
	準特定経路
	特定旅客施設
	公共施設
	福祉施設
	医療施設
	教育施設
	大規模商業施設
	その他
	特定旅客施設より1km圏内
	特定旅客施設より500m圏内
	バスルート

図 6.9 特定経路において実施する主な特定事業等（新松戸・幸谷地区）